

第1章 参加と連携による環境保全

第1節 環境保全活動の推進

現状と課題

今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、環境保全活動を幅広く推進する必要があります。

施策の展開

1 県民総参加による環境保全活動の推進

(1) 信州豊かな環境づくり県民会議による環境保全活動

県では、県民、事業者、行政の各主体が参加と連携の下、地域の課題に取り組むための推進母体として「信州豊かな環境づくり県民会議」（構成団体：県内の各種団体・事業者及び県）及び「同地域会議」を組織し、その活動を支援しています。

表2-1-1 2017（平成29）年度「信州豊かな環境づくり県民会議」事業概要

- ・地球温暖化防止運動
- ・循環型社会形成に向けた取組
- ・人材育成を図る研修会の開催
- ・「環境にやさしい買い物月間」の実施
- ・環境美化運動等
- ・情報の収集、提供、啓発及び印刷物の刊行配布
- ・環境保全に関するポスター、標語の募集
- ・「信州環境フェア2017」への参加
- ・県民会議表彰

(2) 自主的な取組の支援

企業や団体、NPOなどによる自然保護、森林整備、環境美化、温暖化対策などの活動を推進するとともに、「地域発元気づくり支援金」「森林（もり）の里親促進事業」などにより各活動を支援しています。

(3) 環境保全意識の普及啓発

ア 環境月間

国は、環境基本法において6月5日を「環境の日」として定め、6月の1か月間を環境月間として設定し、環境問題についての関心と理解を深めるための各種行事を実施しています。

県においても、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全活動の一層の推進を図るため、国の環境月間に合わせて全県的な運動を展開しています。

→ p.135：「表2-1-2 2017（平成29）年度環境月間の主な行事」

イ 信州環境フェア2017

信州環境フェアは、自然豊かな信州の地で暮らす県民、NPO、事業者、行政が手を取り合って、環境保全の取組を推進し、持続可能な社会を構築することを目的として開催する県下最大級の環境イベントです。

県は、このイベントを主催する「信州環境フェア実行委員会」に参画し、子どもから大人まで楽しみながら環境について学び、考えるものとなるよう、このイベントの企画・運営に携わっています。

2001（平成13）年度の開始以来、第17回目となる今回は2017（平成29）年7月29日（土）・30日（日）の2日間にわたり長野市のビッグハットにおいて、多くの企業・団体の出展の下、それぞれの環境保全に関する取組などが紹介され、2日間の来場者数は8,546人となりました。

また、県内各地域で開催される環境イベントなどと連携する「信州環境フェア地域連携事業」を県下9地域（佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曾、松本、大北、北信）で実施しました。



地域における特色ある取組 （豊かな環境づくり北信地域会議）

～信州環境フェア地域連携事業～

「豊かな環境づくり北信地域会議」（事務局：北信地域振興局環境課）では、「信州環境フェア地域連携事業」の一環として、中野市、飯山市及び木島平村の環境フェアなどのイベントに環境問題に関するブースを出展しました。

出展内容は、無地の布製バッグに自由に好きな絵を描くマイバッグづくりコーナー、ごみ減量に関するパソコンクイズ、汚水処理人口普及率を長野県の地図上に書き込んだパネル展示などで、地域の皆さんに様々な環境問題に関心を持っていただきました。特にマイバッグづくりのコーナーには多くの子ども達に参加し、ブース内は常に賑わっていました。



信州中野環境祭



飯山市学びのエリア秋祭りミニエコフェア

ウ 環境衛生週間

「廃棄物処理法」が1971（昭和46）年9月24日から、「浄化槽法」が1985（昭和60）年10月1日からそれぞれ施行されたことを記念して、国では、9月24日から10月1日までを「環境衛生週間」と定めています。県においても、この期間中に、市町村を中心として生活環境の保全と公衆衛生の向上に向けて各種事業を実施しています。

エ 環境にやさしい買い物月間

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するためには、県民一人ひとりが日常生活において、資源の有効利用に配慮した商品の選択や、過剰包装を避けるなどの環境に配慮した消費行動を実践することが重要です。このため、県では、広く県民や事業者の参加を得ながら、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を2000（平成12）年度から2016（平成28）年度まで実施しました。

2017（平成29）年度からは、環境省の「3R推進月間」に合わせて、10月を「環境にやさしい買い物月間」として、ポスターの掲示やチラシの配布により普及啓発を行いました。

また、期間中、スーパーマーケットなどの参加店舗において関係NPOの協力の下、環境配慮型商品や店舗の環境配慮の取組等について学習する「スーパー エコ探検」を実施しました。

オ グリーン購入*

「長野県グリーン購入推進方針」を策定し、国の方針に準じた環境配慮物品などに加え、温室効果ガスであるCO₂排出の削減につながるよう地消地産の観点で、県独自に、各種長野県認定制度に基づく認定製品（リサイクル製品、農産物など）を調達するよう努めています。

地域における特色ある取組 （豊かな環境づくり飯伊地域会議）

～竹宵まつりへの参加～

豊かな環境づくり飯伊地域会議では、環境問題に対する意識を高めてもらうために「竹宵まつり」に参加しています。これは電気を消して、地球や家族のことを考えるきっかけにしておこうというライトダウンイベントです。

本年は、廃食用油キャンドル作りと環境に関するクイズを実施し、ごみの減量について親子で考えていただく機会を設けました。

キャンドル作りでは、キャンドルを1つ作るだけでも多くの廃食用油が再利用できるとの説明に参加者が驚いていました。また、ライトダウンイベントに合わせてキャンドルに火を灯すと、辺りは幻想的な世界に包まれました。

環境に関するクイズでは、正解者にはアルクマのエコバッグをプレゼントしました。子どもだけでなく大人の方の参加も多く、「勉強になった」、「ごみを削減するために自分ができることから取り組みたい」という感想をいただきました。



* グリーン購入→p.185

第2節 環境教育の推進

現状と課題

地域の環境は、行政だけではなく、地域住民が自分たちの手で保全していくことが重要であることから、県では、全ての県民が環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する意欲や環境問題を解決する能力を高められるよう、それぞれの年齢層に応じ、環境教育に取り組む仕組みづくりを進めています。

施策の展開

1 人材の育成

(1) 子どものための環境教育の場の提供

ア こどもエコクラブ*

「こどもエコクラブ」は、環境教育に取り組む幼児から高校生までの子どもたちを支援するための活動です。県も地域事務局として、この活動を支援しています。(表2-1-3)

イ みどりの少年団

次代を担う少年少女がみどりを通じて広く自然を学び、体験学習を実践することにより、健全な心身の養成に努めるために結成された「みどりの少年団」の活動を支援しています。(表2-1-4)

表2-1-3 こどもエコクラブ登録状況
(2018(平成30)年3月末現在)

	クラブ数	人数
長野県	24クラブ	1,118人
全国	1,852クラブ	101,657人

(資料：環境政策課)

表2-1-4 みどりの少年団登録状況
(2018(平成30)年1月1日現在)

	団数	団人数
長野県	178団体	23,422人
全国	3,333団体	328,640人

(資料：森林づくり推進課)

(2) 学校での環境教育

小・中学校においては、学習指導要領に基づき、理科や総合的な学習の時間などを通じて、地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れ、自然環境を大切に、保全しようとする気持ちを育てています。高等学校では、現代社会や理科の授業などで、持続可能な社会の形成に参画するという観点から、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図るなど、環境教育を推進しています。

ア 環境教育の資料

これまでに、小中高別に「環境教育指導資料」を刊行し、全県の小・中学校、高等学校に配布したほか、環境教育活動に関する事例を県教育委員会ホームページで紹介しています。

イ 環境教育の研修講座

環境教育に関わる指導者の育成を図るため、県総合教育センターにおいて、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員を対象に講座を開設し、研修を行っています。(表2-1-5)

ウ 環境関連学科の設置

県立高等学校に環境クリエイト科、環境システム科、環境化学科等の環境関連の学科を設け、環境保全や環境技術の実践的な学習に取り組んでいます。

* こどもエコクラブ→p.185

表2-1-5 2017（平成29）年度環境教育研修講座の概要

研修講座名	対象校種	研修講座の概要
かしこい消費者・エコ生活 ～持続可能な社会を つくる家庭生活～	小・中・ 高・特支	消費者教育や環境学習の実践的ヒントを体験的に学びます。 講義 「家庭科における消費・環境に関わる指導と評価」 実習 「チャレンジ！エコで楽しい食生活」 演習 「環境に配慮した生活・暮らしの省エネ」 講義・演習 「消費者教育の基礎」 講師：長野県金融広報委員会 消費生活アドバイザー
身近な『環境実験』で生徒 の意欲を育む ～農業・工業・理科の 授業に活用しよう～	高	学習指導要領の趣旨を理解し、環境教育に関する調査・実験を通して、 生徒の学習への興味を高める指導方法を考えます。農業・工業・理科学科目 における環境調査・実験の位置付けと役割を考えます。 講義 「学習指導要領における環境調査・実験の位置付けと展開」 実習 「水・土壌・大気・騒音・酸性雨等の環境に関する実験」 講師：長野県環境保全研究所 水・土壌環境部長 研究教義 「各学校における環境調査・実験の取組」
過去の自然災害と現代の 防災対策から学ぶ ～善光寺地震の教訓と 自然災害への対策～	小・中・ 高・特支	私たちの生活に直接影響を及ぼす気象・地震・火山・気候変動。また、 善光寺地震の爪痕をたどり、長野県の自然災害についての知見を得て、防 災・減災の意識を高める授業づくりに生かします。 講義 「長野県の自然災害と防災・減災対策」 巡検 「善光寺地震の爪痕をたどる」 講師：信州大学 名誉教授 赤羽 貞幸 長野地方気象台派遣講師

（資料：教学指導課）

2 施設の活用

(1) 烏川渓谷緑地

公園に対するニーズが多様化する中、県営都市公園である烏川渓谷緑地は、現在ある自然を守り、多様で豊かな自然を活かしながら利用できる公園です。

公園内ではビオトープや林間、水辺の園路などが整備され、安曇野の自然を五感で感じることが出来ます。定期的に自然学習会、観察会なども開催され、環境教育の場として活用されています。

また、当公園は水遊び、散策、写生、写真撮影などのレクリエーション、文化活動の拠点として県内外の幅広い年齢層に利用されています。（表2-1-6）

表2-1-6 施設の概要（烏川渓谷緑地）

所在地	安曇野市穂高・堀金烏川地区
区域面積	約49.7ha（供用面積）
内容	・水辺エリア 環境管理事務所を拠点とした環境教育、交流の場（自然観察園路、溪流広場、ビオトープ） ・森林エリア 市民参加による里山の再生・活用（自然観察園路）

（資料：都市・まちづくり課）

(2) 体験学習の森

県民の環境問題や森林づくりへの関心が高まる中、森林・林業についての理解と実践的な知識の普及を図ることを目的として森林・林業にかかる体験学習などを行っています。（表2-1-7）

表2-1-7 施設の概要（体験学習の森）

所在地	塩尻市大字広丘5792番地ほか
区域面積	191,306㎡
内容	・学習林及び実習林 県林業総合センター及び県総合教育センター受講者の学習の場（管理車道） ・森林体験 児童・生徒や教師を始め、多くの県民が林業体験などを通じ、森林の重要性を学習する場（炭窯・遊歩道・トイレ） ・ふれあいの森 一般県民が森林に親しめる多様な樹木などが植栽された快適な憩いの場（あずまや・遊歩道）

（資料：信州の木活用課）

(3) 八十二森のまなびや、県民の森

森林の公益的機能*の保全の意識が高まる中、その学習拠点として、県鳥獣保護センターの機能も併せて整備し、森林・林業などに対する理解と普及啓発の促進を図っています。

県民の森は、県民のレクリエーションや自然探索、自然や森林に関する知識の普及と健康増進を図るために活用されています。(表2-1-8)

表2-1-8 施設の概要 (八十二森のまなびや、県民の森)

	八十二森のまなびや ～ecology Bank82戸隠森林館～	美ヶ原県民の森	大平峠県民の森
所在地	戸隠森林植物園内	松本市入山辺	飯田市・木曾町
区域面積	木造平屋造 (大断面集成材構造) 1棟652㎡	120.85ha	248.19ha
内容	・体験ジオラマ ・戸隠の森林探検 ・マルチビジョンシアター ・森の図書室 ・情報サロン戸隠の自然 ほか	遊歩道、あずまや ほか	キャンプ場、遊歩道、便所 ほか

(資料：森林づくり推進課)

(4) 少年自然の家

小中学校の林間学校や各種団体がキャンプや自然観察会、生物観察会などの自然体験活動を通じて、身近な自然環境について学んでいます。また、少年自然の家においても、自然体験の提供を通して少年の健全な育成を図るため、施設周辺の自然環境や設備を最大限活かし、四季に応じた特色ある自主事業を実施しています。(表2-1-9)

表2-1-9 2017 (平成29) 年度 少年自然の家の自主事業 (自然体験・環境教育関係)

施設名	期日	事業名	施設名	期日	事業名
望月少年 自然の家	5月27-28日	自然体験認定指導者養成講座	阿南少年 自然の家	4月15-16日	山菜採りといちご狩り
	7月30日	カヌー教室		5月13-14日	化石採集と陶芸体験
	9月2-3日	キャンプ&星空教室		10月28-29日	そば打ちとりんどご狩り
	9月9-10日	もちづきタイニーキャンプ		11月11-12日	あなんタイニーキャンプ
	ほか	①～⑥		2月24-25日	野鳥を知ろう
	1月21日	スノーシューで雪山散歩			

(資料：文化財・生涯学習課)

3 機会の充実

県内各地における各種講座、学習会、自然観察会等の開催や講師派遣など環境教育に取り組む機会を充実するほか、県環境保全研究所、県自然保護センターなどを活用するなど、県内各地域における自然観察の拠点づくりを行っています。

(p.21 第1章第4節3「県環境保全研究所の環境教育」、p.119 第5章第2節1(1)「自然観察インストラクター・自然解説団体による自然観察会の実施」参照)

* 森林の公益的機能→p.186

第3節 環境影響評価による環境保全の推進

現状と課題

環境影響評価*（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、あらかじめ、事業者自らが環境に与える影響を調査・予測・評価するとともに、事業の及ぼす環境影響や環境の保全のための措置などを公表し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業としていくための手続です。

施策の展開

1 環境影響評価制度の主な経緯

県及び国における環境影響評価制度の主な経緯は表2-1-10に示すとおりです。

表2-1-10 県及び国における環境影響評価制度の主な経緯

主体	期日	事業名
長野県	1984（昭和59）年1月 1998（平成10）年3月 2007（平成19）年10月	長野県環境影響評価指導要綱 制定 長野県環境影響評価条例 制定（1999（平成11）年6月施行） 改正条例 制定 対象事業に風力発電所を追加
	2015（平成27）年10月	改正条例 制定（改正概要はp.19に掲載） ・事業の計画段階における環境配慮のための手続の導入 ・事業着手後に実施する調査や報告に係る手続の充実 ・対象事業に大規模太陽光発電施設など新たな種類の事業追加
国	1984（昭和59）年8月 1997（平成9）年6月 2011（平成23）年4月	「環境影響評価の実施について」 閣議決定 環境影響評価法 制定（1999（平成11）年6月施行） 改正法 制定 ・計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）の導入 ・環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）の導入
	2013（平成25）年6月	改正法 制定 放射性物質の除外規定の削除

（資料：環境政策課）

2 環境影響評価手続の実施状況

環境影響評価法、長野県環境影響評価条例及び長野県環境影響評価指導要綱に基づく2017（平成29）年度までの手続実施状況は、資料編 表2-1-11に示すとおりです。また、2017（平成29）年度は、環境影響評価法等に基づき、環境影響評価技術委員会の審議を行い、知事意見等を表2-1-12のとおり通知しました。

→ p.135：「表2-1-11 環境影響評価手続の実施状況」

表2-1-12 長野県環境影響評価条例及び環境影響評価法に基づく知事意見等（2017（平成29）年度実績）

根拠	対象書類	事業名
法	方法書	（仮称）都市計画道路諏訪バイパス事業
	準備書	新姫川第六発電所建設計画
条例	方法書	長野県佐久市そら発電所（仮称）事業
	準備書	穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業
その他	JR報告書	大鹿村内発生土置き場等

（資料：環境政策課）

* 環境影響評価→p.185

3 長野県公共事業環境配慮制度

現行の環境影響評価制度が対象としない事業の実施に当たっても、事業が環境に与える影響をできるだけ小さくすることが必要です。県では、「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」を定め、県が実施する公共事業のうち、法及び条例の規模対象未満の事業や非対象の事業について、環境配慮制度を実施し、より環境に配慮した内容とするための手続を実施しています。

2017（平成29）年度までの手続実施状況は、資料編 表2-1-13に示すとおりです。

→ p.135：「表2-1-13 環境配慮制度の手続実施状況」

図2-1-1 環境配慮制度の対象となる事業一例

「道路の建設」「ダム建設」など、環境影響評価制度対象事業のうち、規模が法や条例の対象未満の事業（一定規模以上）

例 「道路の建設（県道等）」 対象規模…長さ1km以上

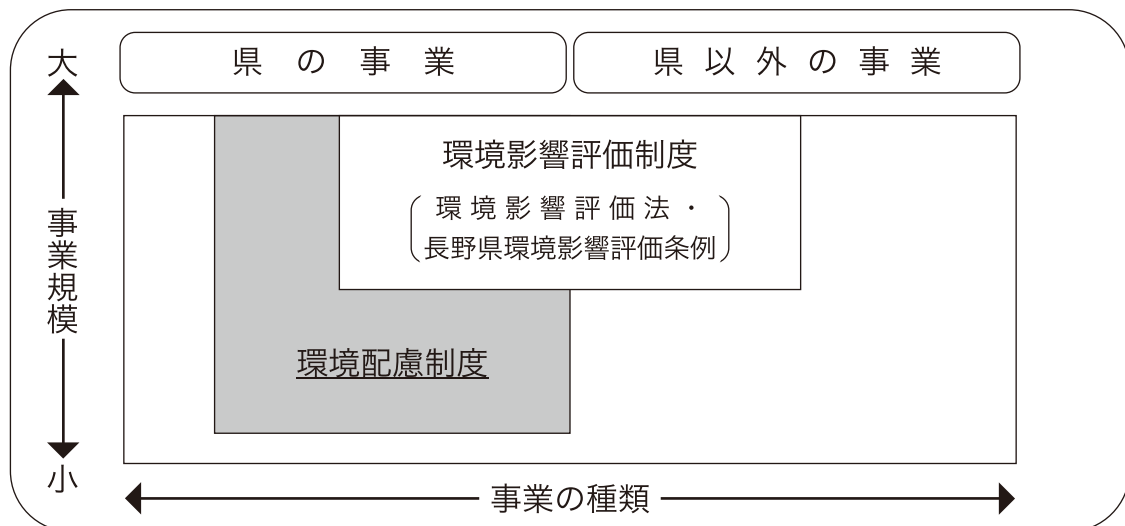
（県条例では、4車線以上かつ長さ10km以上 ※第1種事業）

「建築物の建築」など、事業の種類そのものが法や条例の対象になっていない事業（制度により定められた一定規模以上の事業）

例 「公園の整備」 対象規模…土地の形質変更面積 1ha以上

「建築物の建築」 対象規模…延べ面積 5000㎡以上

図2-1-2 環境配慮制度と環境影響評価制度との関係

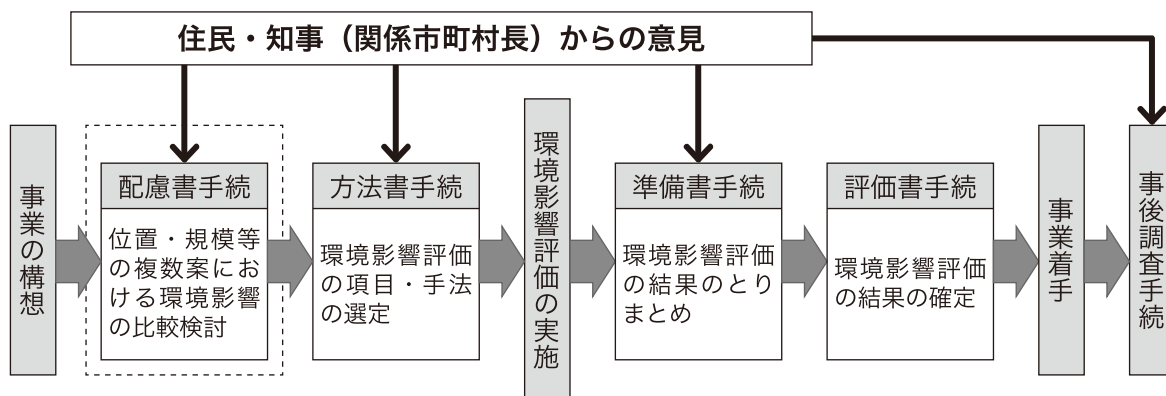


長野県環境影響評価条例の改正

1 計画段階環境配慮書手続の導入

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案の環境影響を比較検討することにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続である「計画段階環境配慮書手続」を導入しました。

【参考】改正後の環境影響評価条例における手続の流れ



2 事後調査手続の充実

事業の着手前にあらかじめ行われる環境影響評価手続の不確実性を補うため、事業着手後に調査・報告を行う「事後調査手続」について、事後調査の計画書の作成や、事後調査報告書に対する住民意見の提出等の手続を新たに導入しました。

3 条例対象事業の拡大

大規模太陽光発電事業など、従来は想定していなかった種類の事業による大規模開発に対応するため、次のとおり対象事業を拡大しました。

対象事業	第1種事業の要件	第2種事業の要件
水力発電所の設置	出力15,000kW以上	—
風力発電所の設置	出力5,000kW以上 (現行10,000kW以上)	—
地熱発電所の設置	出力5,000kW以上	—
太陽光発電所の設置	敷地面積が50ha以上	森林の区域等における敷地面積が20ha以上
送電線路の設置	17万V以上 かつ こう長が1km以上	—
工作物の用に供する一団の土地の造成	一団の土地の面積が50ha以上	森林の区域等における一団の土地の面積が30ha以上

※ 第1種事業は必ず環境影響評価の手続を実施する事業、第2種事業は環境影響評価の手続を実施するかどうかを知事が判定する事業

第4節 県環境保全研究所による調査研究等

現状と課題

県環境保全研究所は、環境の保全及び保健衛生の向上のため、分析・検査を行うとともに、環境保全に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、様々な調査研究に取り組んでいます。その成果を広範な県の施策に反映させるため、調査研究で得られた情報の提供や、普及・啓発を行い、県民に開かれた信頼される研究所を目指しています。

施策の展開

1 県環境保全研究所の試験検査

行政施策を技術的に支援できる体制の整備と技術・知識の向上に努め、試験検査業務を行っています。

→ p.136：「表2-1-14 県環境保全研究所の試験検査（環境部分抜粋）（2017（平成29）年度）」

「表2-1-15 検査検体数（環境部分抜粋）（2017（平成29）年度）」

2 県環境保全研究所の調査研究

2017（平成29）年度の主な調査研究は次のとおりです。（以下5テーマ以外は資料編 表2-1-16に掲載）

→ p.137：「表2-1-16 2017（平成29）年度長野県環境保全研究所調査研究テーマ一覧」

(1) 諏訪湖の底質環境に関する調査研究

諏訪湖は近年、水質保全対策の結果として水質は一定の改善傾向をみるに至りましたが、一方で、ヒシの大量繁茂や貧酸素水域の拡大等による影響が懸念されています。湖沼環境保全の点から不可欠な底質環境の改善について、その変化の実態についての調査例が少なく、特に沿岸域では不明な点が多いことから、諏訪湖の底質環境の実態把握と過去の状況との比較、考察を行っています。

(2) 大気中微小粒子状物質（PM2.5）*の発生源寄与解析

PM2.5については、国外からの影響が大きいと考えられており、効果的な削減対策の検討には、国内外の各種発生源寄与割合を解明することが重要です。そこで国外からの影響をとらえやすい山岳地域（八方尾根）と、地域の影響を受けやすい都市部（長野市）において比較調査を行いました。その結果、主成分である硫酸イオンについて、両地点の濃度差が小さいことより、国外からの影響が考えられました。

(3) 化学物質の既存分析法の妥当性評価等に関する研究

日本では現在、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには人の健康や生態系への悪影響が懸念されています。このような有害性のおそれのある化学物質について、環境中の実態把握に取り組むため、調査に必要な分析法の開発を行うとともに、この手法により県内の水環境における残留調査を実施しました。

(4) 地域資源としての生物多様性の保全と持続可能な利用に関する調査研究

長野県の生物多様性は、県内の美しい自然環境を特徴づけています。この生物多様性のもたらす恵みを未来の世代に引き継ぐため、「生物多様性ながの県戦略」が2012（平成24）年に策定されました。この「戦略」に示された目標と行動計画を達成するための研究方針を定め、霧ヶ峰の草原の保全対策など、様々な調査研究を行いました。

(5) 長野県における気候変動の実態把握と適応推進体制の構築に関する研究

将来の気候変動への適応策を検討するため、気候変動の実態を詳細に把握するとともに、気候変動の予測と影響評価に関する研究を進めています。また、研究成果を「信州・気候変動適応プラットフォーム」に提供し、自然生態系、農業、防災等の分野における県の気候変動適応策を推進しています。

（研究の一部は、文部科学省「気候変動適応技術社会実装プログラム（SI-CAT）」の委託研究として実施）

* 微小粒子状物質(PM2.5)→p.188

3 県環境保全研究所の環境教育

(1) 施設公開と親子環境講座

2017（平成29）年7月22日に環境保全研究所の施設公開を実施しました。施設公開と合わせて、親子で楽しみながら環境保全や安心・安全な生活について学ぶ「親子環境講座」を実施しました。（表2-1-17）

表2-1-17 施設公開と親子環境講座（2017（平成29）年度実績）

事業名	実施場所	参加者
施設公開	○安茂里庁舎 「身近なものを使って水の酸性・アルカリ性を調べよう!」、「みんなの声は何dB?身近な騒音とくらべてみよう」、「リサイクル実験」のテーマで体験学習 ○飯綱庁舎 子供向け展示パネル「この研究所はなにをしているところ?」、 鉱物、植物、昆虫、鳥類、ほ乳類の標本と剥製の特別展示など	230人
親子環境講座	○安茂里庁舎 ・君も調査員!? 川の水の調べ方を学ぼう ・音ってすごい! 音の不思議 ・リサイクルキャンドルを作る など ○飯綱庁舎 ・野山の植物で和菓子と抹茶 ・シカ、ときどきネイチャーゲーム	142人

（資料：県環境保全研究所）

(2) 自然ふれあい講座と信州自然講座

年間を通じて、県民一人ひとりが自然環境などについて身近な場で学習できるよう、県内各地で自然ふれあい講座と信州自然講座（公開セミナー）を開催しました。（表2-1-18）

表2-1-18 自然ふれあい講座と公開セミナーなど（2017（平成29）年度実績）

事業名	開催回数	内容と実施場所	参加者
自然ふれあい講座	7回	「自然史王国信州を歩く～八ヶ岳火山編～」 (茅野市) 15人	113人
		「みんなで温暖化ウオッチ～セミのぬけがらを探せ!～」 (伊那市) 9人	
		〃 (松本市) 26人	
		〃 (大町市) 12人	
		〃 (長野市) 26人	
		〃 (上田市) 15人	
信州自然講座	1回	「みんなで守ろう! 地域の自然と生きものの多様性」(長野市)	96人

（資料：県環境保全研究所）

(3) サイエンスカフェ

信州の特色と魅力の源である「山と自然」の研究成果を紹介し、県民と職員がくつろいだ雰囲気ですり合える場として、「山と自然のサイエンスカフェ@信州」を長野市において開催しました。また、生活と環境に関わる科学的な話題を提供し、理解を深めていただくことを目的として「人と環境のサイエンスカフェin信州」を上田市と長野市において開催しました。（表2-1-19）

表2-1-19 サイエンスカフェ（2017（平成29）年度実績）

	開催回数	テーマ名	参加者
山と自然のサイエンスカフェ@信州	8回	オオルリシジミを守る	39人
		セミから考える気候の変化	36人
		世界の南限 ニホンライチョウの現在・未来	50人
		発見か! 国内4例目の氷河 カクネ里	60人
		気候変動で信州の自然はどうか変わるか?	42人
		気候変動と災害、どう向き合うか?	45人
		外来生物は退治できるか?	65人
		信州の自然と伝統文化を未来に活かす	50人
人と環境のサイエンスカフェin信州	2回	空気を識る!～東信地域の気候環境の今～	30人
		食品検査ってどんなもの?	49人

（資料：県環境保全研究所）

(4) 講師派遣とインターンシップなどの受入れ

県、市町村、市民団体や教育機関などが主催する研修会や観察会などへの職員の派遣、職場体験学習、インターンシップの受入れなどを行いました。2017（平成29）年度の実績は191件でした。

● 第5節 景観形成、緑化の推進 ●

現状と課題

- 1 本県は、県土の約8割が森林に覆われたみどり豊かな森林県です。身近なみどりは、地域の個性を創りだし、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、動植物の生態系維持や防災などといった自然環境や生活環境の面においても重要な役割を果たします。こうしたみどりを守り、育て、増やし、そして次代に譲り渡す責任があることから、県では、様々な施策を実施しています。
- 2 本県は、雄大な山々や清らかな河川・湖沼などの多様な自然と数多くの歴史的・文化的景観資源に恵まれ、それらは田園やまち並みと融和して、地域の特徴ある景観を形成しています。
しかし、近年の都市化の進行などによりそれらの貴重な景観資源が失われる懸念があることから、本県の美しい景観の保全や良好な景観の創出のため、様々な施策を実施しています。

施策の展開

1 快適な生活環境を確保するための基盤整備

(1) みどり豊かな魅力ある都市公園の整備

都市公園は、都市にみどりや憩いの場を提供するとともに、大気浄化、騒音の遮断等の公害防止、災害時の避難・救援活動の場、自然とのふれあい及び癒しの場の提供など、うるおいのある良好な生活環境を保つための大きな役割を担っています。

本県における都市公園は、2017(平成29)年度末現在968箇所、面積約2,742haが開設されています。

都市計画区域内1人当たりの都市公園面積は、14.8㎡/人(2017(平成29)年度末)となっており、全国平均の10.4㎡/人(2016(平成28)年度末)を上回っていますが、市街地内の身近な公園を始めとするみどり豊かな都市公園の整備をさらに進める必要があります。(表2-1-20)

都市にみどり豊かな憩いの場を提供するため、県都市公園(表2-1-21)を維持、管理するとともに、市町村が行う都市公園整備について、技術的支援を行っています。

表2-1-20 都市公園整備量(2018(平成30)年3月末現在)

(面積単位: ha)

都市施設	公園							緑地	墓園 広場	合計	うち 開設済	都市計画 決定して いない開設 済都市公園	開設済 都市公園 合計
	街区	近隣	地区	総合	運動	特殊	広域						
箇所	367	72	38	35	10	5	2	30	4	563	515	453	968
面積	92.15	140.84	230.69	880.17	245.92	241.70	457.60	459.69	47.25	2,796.01	2,211.21	530.59	2,741.80

※1 公園のほか緑地、墓園、広場の公共空地で開設済み状況を集計

(資料: 都市・まちづくり課)

※2 都市計画決定していないが地方公共団体が設置した都市計画区域内の公園、緑地を含む。

表2-1-21 県都市公園一覧(2018(平成30)年3月末現在)

(面積単位: ha)

公園名称	種別	所在地	都市計画 決定面積	供用開始面積		主要施設
				全体	うち 県管理分	
風越公園	近隣	飯田市	1.8	1.8	1.8	創造館、野外劇場、広場ほか
飯田運動公園	運動	飯田市	27.7	14.5	12.0	野球場、弓道場、多目的運動場ほか
南信州広域公園	広域	売木村	53.8	53.8	53.8	オートキャンプ場、広場、散策園路ほか
松本平広域公園	緑地	松本市、塩尻市	149.9	152.3	141.6	総合球技場(サンプロアルウィン)、やまびこドーム、陸上競技場、体育館、庭球場、マレットゴルフ場、広場ほか
烏川溪谷緑地	広域	安曇野市	153.0	49.7	49.7	環境管理棟、自然観察園路、ピオトープ、広場ほか
若里公園	地区	長野市	5.8	5.8	5.8	図書館、広場ほか
駒場公園	総合	佐久市	11.3	10.0	1.0	創造館、広場
長野運動公園	運動	長野市	22.2	22.2	4.1	野球場

(資料: 都市・まちづくり課)

(2) 道路環境の整備

ア 道路の緑化

防災機能など良好な生活環境を保持するとともに、「うるおい」や「やすらぎ」のある良好な沿道環境を提供する道路緑化に配慮します。

イ 安全・安心な生活環境の提供

放射・環状道路の重点的な整備、歩行者・自動車の環境改善、沿道を含めた一体的な整備を図る街路事業を実施し、安全・安心で楽しく歩いて暮らせる集約型のまちづくりを推進します。

2 みどり豊かな空間の保全と創造

県では、「美しい信州のみどりづくり」をめざす緑化行政を推進しています。

特に、ゆとりとうるおいのある快適な郷土づくりに貢献する都市部の緑化については、現存するみどりの保全に努めるとともに、新たな緑化を推進します。

(1) 法律に基づく緑地の保全・創出

ア 都市計画法

都市の良好な風致を維持し、みどり豊かで良好な住宅市街地の形成を誘導するため、風致地区制度の活用を図っています。本県においては、24箇所が風致地区として指定されています。

イ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

都市における美観風致の維持を図るため、都市計画区域内に存在する樹木又は樹木の集団のうち一定の基準に該当するものについては、保存樹又は保存樹林として促進を図っています。

ウ 工場立地法

良好な労働環境の形成とともに、産業活動と周辺環境の調和を図るために、工場の緑化を推進しています。

(2) みどりづくりの取組の強化

みどり豊かな郷土づくりを県民総参加で推進するため、毎年4月から5月までの間を緑化推進特別強調月間とし、植樹やみどりに親しむための各種行事などを実施しています。また、県民総参加による緑化活動を推進するため、公益財団法人長野県緑の基金と協力しながら活動の一層の充実を図っています。

第36回全国都市緑化信州フェアの開催

全国都市緑化フェアは、1983（昭和58）年度から毎年開催されている、国内最大級の花と緑の祭典です。2019（平成31）年度は長野県で初めて、「第36回全国都市緑化信州フェア」を開催します。

700品種・100万株を超える花緑や100を超える様々な庭園などにより来場者の皆さまをお迎えし、信州ゆかりのアーティスト等による特別企画展、花と緑に触れ合える体験プログラムなどを実施します。また、県内の花や緑が楽しめるスポットを巡るスタンプラリーも行います。

この信州フェアを都市緑化推進の契機として、みどりに関わる多くの方々が協働することで、都市にみどりあふれるまちづくりを進めていきます。

<第36回全国都市緑化信州フェア 開催概要>

- 愛称 信州花フェスタ2019 ～北アルプスの贈りもの～
- 期間 2019（平成31）年4月25日（木）～6月16日（日）
- 会場
 - メイン会場：長野県松本平広域公園
 - サブ会場：国営アルプスあづみの公園（堀金・穂高、大町・松川地区）、長野県烏川溪谷緑地
 - サテライト会場：松本市・大町市・塩尻市・安曇野市（主催4市）各市内で展開



3 美しい景観の保全と創出

(1) 景観施策の概要

地域の特性を活かした景観育成を図るため、1992（平成4）年3月に長野県景観条例を制定し、景観行政を進めてきました。また、2004（平成16）年6月に景観法が制定され、これに併せて屋外広告物法が改正されたことに伴い、2005（平成17）年度に長野県景観条例及び屋外広告物条例の改正並びに景観計画の策定を行いました。

県では、これまでの景観育成のための規制・誘導等の施策に加え、2006（平成18）年度からは地域の自律的な取組による景観育成の推進、2012（平成24）年度からは農村景観の保全・育成などの施策を実施しています。

(2) 景観育成施策の状況

県における景観育成施策の実施状況は、表2-1-22のとおりです。

表2-1-22 景観育成施策の状況

施策名	内 容
大規模行為の届出など	長野県景観条例では、建築物などの新築、増改築等一定規模以上の行為について届出が必要となっており、2017（平成29）年度は120件の届出がありました。 （景観育成重点地域*を除く。）
景観育成重点地域内等行為の届出など	県内4地域の景観育成重点地域では、比較的小規模な建築行為等についても届出が必要となっており、2017（平成29）年度は1,509件の届出がありました。
景観育成住民協定の認定	地域住民の自主的な景観づくりによる良好な景観の育成を図るため、県では、景観育成住民協定*の認定を行っており、2017（平成29）年度末までに168の協定を認定しました。
屋外広告物の規制	屋外広告物法及び条例により、屋外広告物を表示・設置できない物件や表示・設置してはならない広告物のほか、屋外広告物の表示の方法などを規制する地域を指定し、良好な景観の保全・育成などを行っています。

（資料：都市・まちづくり課）

4 歴史的・文化的環境の保全

国や県では、文化遺産のうち歴史上、芸術上並びに学術上価値の高いものを文化財に指定するなどして保護を図っています。歴史的・文化的環境に関わりのある建造物などの文化財の指定等については、表2-1-23のとおりです。

建造物や記念物の個別指定・登録による保護のほか、伝統的な建造物群や文化的な景観の選定により、地域固有の歴史的・文化的環境を保全しています。また、市町村が策定した「歴史的風致維持向上計画」に基づき、市町村とともに歴史的なまち並みの維持向上に取り組んでいます。

表2-1-23 文化財の指定等の状況（2018（平成30）年3月末現在）

	区 分	件数 (件)	区 分 の 説 明	
国	国宝（建造物）	5	重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるもの	
	重要文化財（建造物）	82	有形文化財のうち重要なもの	
	特別史跡名勝天然記念物	6	古墳、城跡等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）のうち特に重要なもの	
	史跡名勝天然記念物	66	記念物のうち重要なもの	
	選定	重要伝統的建造物群保存地区	7	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境で我が国にとってその価値が特に高いもの
		重要文化的景観	2	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観のうち、我が国民の生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの
	登録	登録有形文化財（建造物）	516	重要文化財以外の有形文化財で建造物であるもののうち、一定の評価を得たもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの
登録記念物		7	既指定の記念物以外のもののうち、一定の評価を得たもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	
県	指定	県宝（建造物）	73	県の区域内に存する有形文化財のうち重要なもの
		県史跡名勝天然記念物	178	県の区域内に存する記念物のうち重要なもの

（資料：文化財・生涯学習課）

* 景観育成重点地域→p.185、景観育成住民協定→p.185

第6節 各産業分野における環境負荷の低減の推進

1 環境に配慮した事業活動等の推進

(1) 環境に配慮した事業活動への支援

ア 県工業技術総合センター（以下「センター」という。）による技術支援

センターでは、環境分野の製品や技術開発に関する課題について、技術相談、依頼試験、機器貸付、受託研究及び共同研究などにより、解決を図っています。


特に、製造現場のエアコンプレッサの運転効率改善を図る「ものづくり現場環境対応支援事業」や省資源・省エネ技術、製品開発時における環境配慮設計*技術の県内企業への普及を図る「環境対応技術研究会」（長野県テクノ財団と共同開催）などを通じて、県内企業の環境負荷低減と収益向上の両立や環境意識の向上などの人材育成を支援しています。

表2-1-24 2017（平成29）年度ものづくり現場環境対応支援事業の成果概要

支援企業業種	改善提案の内容	電気料金削減見込 (CO ₂ 排出量換算)
アカネ工業(株) (上田市) 金属製品製造業	精密加工工場の生産設備について ①圧縮空気の流量・衝突力の性能評価による最適エアノズルの選定 ②圧縮空気配管などのエア漏れ改善 ③エアコンプレッサダクトの断熱改善	約3%の削減
セラテックジャパン(株) (長野市) 窯業・土石製品製造業	セラミックス精密加工工場の生産設備について ①エアコンプレッサ稼働調整（稼働優先順位の明確化） ②圧縮空気配管などのエア漏れ改善 ③排気ダクトの断熱化	約78万円/年 (24t-CO ₂ /年)
(株)キッツメタルワークス (茅野市) 金属製品製造業	金属部品製造工場の生産設備について ①圧縮空気配管などのエア漏れ改善 ②エアコンプレッサ稼働調整（発停圧力の調整、稼働台数の削減） ③エア圧の低減化	約100万円/年 (35t-CO ₂ /年)

(資料：ものづくり振興課)

表2-1-25 2017（平成29）年度環境対応技術研究会の支援事例

熱処理工場の省エネ改善支援	支援企業：(株)中信高周波（松本市）
<p>熱処理とは、金属部品を加熱・冷却することで様々な特性を向上させる技術です。熱処理工場である支援企業では多くのエネルギーを使用しており、エネルギー使用量削減が課題となっていました。今回はガス浸炭炉（鉄鋼材料の表面を硬化させる熱処理炉）に着目し改善支援を行いました。</p> <p>従来、待機状態からの再昇温時のエネルギー消費と炉の劣化懸念から常時高温（830℃）で炉を待機させていました。外部専門家と検討し、待機温度を600℃としました。改善前後で比較した場合、ガス使用量が3割程度削減され、再昇温時のエネルギー消費を勘案しても、0.7日以上待機する時は温度を下げた方が良いことが分かりました。全ての浸炭炉の待機時温度の設定を変え、省エネに結びつけることができました。</p>	 <p>ガス浸炭炉</p>

(資料：ものづくり振興課)

イ 県ホームページによる啓発

県ホームページに「環境情報ひろば」を開設し、製造業を中心とする中小企業向けに海外の環境規制情報など環境対応のための情報を発信しています。

* 環境配慮設計→p.185

(2) 環境マネジメントシステム導入に向けた取組の促進

ア 環境マネジメントシステム導入に向けた動き

事業者が活動全般にわたって環境保全への取組を効果的に進めるため、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく体制・手続等の仕組みである「環境マネジメントシステム」の導入が進められています。

「環境マネジメントシステム」としては、国際規格であるISO14001*や人的・資金的にISO14001の取得が困難な中小事業者向けに環境省が策定したエコアクション21*があります。

イ 環境マネジメントシステム導入の促進について

中小製造業における環境マネジメントシステムの導入を促進するため、次の支援を行っています。

(ア) ISO14001

公益財団法人長野県中小企業振興センターにおいて、環境マネジメントシステム導入を目指す企業に対し、専門家による助言などを行う専門家派遣事業を実施しています。

(イ) エコアクション21

一般社団法人長野県産業環境保全協会がエコアクション21地域事務局として、導入、構築、認証登録に向けた各種研修会やセミナーを実施しています。

(3) 環境に配慮する中小企業者に対する助成

ア 中小企業融資制度資金について

節電・省エネルギー対策のための設備の設置などを行おうとする事業者に対して、金融面から支援することにより、環境に配慮した設備導入などの促進を図っています。(表2-1-26)

表2-1-26 新事業活性化資金（節電・省エネ対策向け）の概要（環境部分抜粋）

資金名	融資対象者	利率	限度額	期間	備考
新事業活性化資金	節電・省エネ対策向け	年1.6%	設備及び運転の合計で 5,000万円	設備 10年以内 (うち据置2年以内)	借入の際に必要な信用保証料については、県及び市町村で一部負担している。
				運転 7年以内 (うち据置1年以内)	

(資料：産業立地・経営支援課)

イ 信州ものづくり産業応援助成金について

企業が、一定額以上の設備投資と一定数以上の新規常勤雇用をし、環境への配慮を行う場合、設備投資額等に応じて信州ものづくり産業応援助成金を交付しています(表2-1-27)。

表2-1-27 信州ものづくり産業応援助成金

助成区分	助成要件		助成率	助成限度額
	取得価額	新規常勤雇用者数		
県外からの新規立地	25億円以上	200人以上	20%以内	10億円
	50億円以上	150人以上		
	25億円以上	150人以上	15%以内	
	50億円以上	100人以上		
	25億円以上	100人以上	10%以内	
50億円以上	50人以上			
研究所の立地	3億円以上	5人以上	15%以内	6億円
新設(上記以外)	5億円以上	10人以上	5~15%以内	5億円
増設 (中小企業のみ)	航空宇宙特区内 上記以外	5億円以上	6%以内	
			5%以内	

(資料：産業立地・経営支援課)

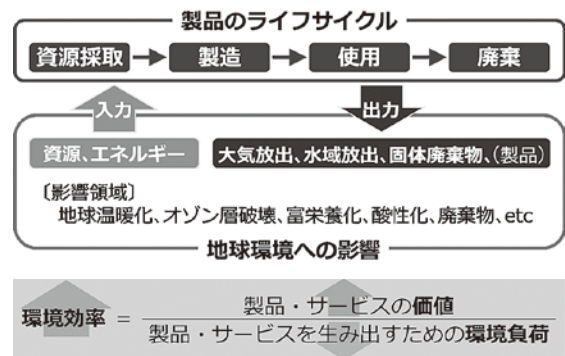
* ISO14001→p.184、エコアクション21→p.184

環境配慮型製品開発のための企業支援 ～環境影響評価技術の導入～

【製造業における環境対応の必要性】

日本は2016年11月にパリ協定を批准し、2030年度には2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減するという非常に高い目標を設定しました。この目標を達成するためには、各分野での革新的な取組が必要となります。特に、製造業に対する期待は大きく、製造段階だけではなく、製品のライフサイクル全体（資源採掘から、製造、使用、廃棄に至るまで）で、温室効果ガス等の環境負荷削減の取組が求められています。

このように、製造業においては、製品価値の向上と環境負荷の低減を両立していく必要があるため、工業技術総合センターでは、環境配慮設計技術と併せてLCA*や環境効率*といった環境影響評価技術の導入を支援しています。



【工業技術総合センターによる企業支援事例】

東京精電(株)（上田市）と低環境負荷型の変圧器の新製品共同開発に取り組みました。

【2017（平成29）年度研究開発型企業育成事業】

自社製品開発工程への環境配慮設計技術の導入支援	支援企業：東京精電(株)（上田市）
<p>支援企業の製品である変圧トランスに関して、製品開発工程に環境配慮設計技術、環境影響評価技術を導入することで、既存製品から環境配慮型製品への転換を実現しました。</p> <p>まず、環境調和型品質機能展開（QFDE*）を用いた製品の設計方針を検討し、ライフサイクルアセスメント（LCA）手法により製品の環境影響を評価した後、製品の試作検討と製造技術上の課題抽出を行いました。</p> <p>従来からの顧客要求（VOC）に加え、新たに検討した環境VOC*をスムーズに企画設計工程に反映させる技術を導入し、新製品を開発することができました。</p>	<p>開発対象製品</p> <p>50kVA 変圧器</p>

【お問合せ先】

長野県工業技術総合センター 環境・情報技術部門 環境技術部（〒399-0006 松本市野溝西1-7-7）
TEL：0263-25-0790（代） E-mail kankyojoho@pref.nagano.lg.jp

* LCA→p.184、環境効率→p.185、QFDE→p.185、環境VOC→p.185

2 環境にやさしい農業の推進

農業・農村は、食料の安定供給という重要な役割とともに、みどり豊かな県土の形成や地域社会の活力の維持、ゆとりとやすらぎの場の提供などの多様な役割を担っています。

近年は、農地からの肥料成分の地下水や河川等への流出や農薬の飛散など、農業生産活動に伴う自然環境や生態系への影響も懸念されています。

農業は、自然の生態系機能を活用する物質循環型の産業として、環境にやさしい農業生産活動を継続することが、水資源や自然環境を保全していくことにつながります。

地球環境問題などに対する関心が高まる中で、今後は、有機資源のリサイクルや化学肥料・化学合成農薬をより削減した農業生産、自然エネルギーの利活用等、環境と調和した農業生産を一層推進する必要があります。

(1) 環境にやさしい農業の普及・推進

化学肥料・化学合成農薬を削減して生産された「信州の環境にやさしい農産物認証」や環境に配慮した営農計画を認定する「エコファーマー」制度により、環境にやさしい農業を普及・推進しました。

また、集団で地球温暖化防止や生物多様性の保全に取り組む農業を推進するため、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全活動や有機農業の取組を支援しました。

(2) 有機農業の推進

「第2期長野県有機農業推進計画」に基づき、各種研修会の開催、有機農業基礎技術講座などに取り組みました。

(3) GAP（農業生産工程管理）の推進

農業生産現場において、農産物の安全確保及び環境に配慮した持続的な農業生産活動につながるGAPの取組を推進するため、適正な農業生産への改善指導を行う指導者を養成する研修会などを開催しました。

<信州の環境にやさしい農産物認証>

化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上削減して生産された農産物を認証しました。
(2017（平成29）年度認証団体数：60団体、2017（平成29）年度認証件数：360件)

<エコファーマーの認定>

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、環境に配慮した次の3つの技術を導入する農業者を認定しました。

(2017（平成29）年度認定者数：215人、2017（平成29）年度末認定者数：3,409人)

- ①土づくり技術
- ②化学肥料低減技術
- ③化学合成農薬低減技術

<環境保全型農業直接支払交付金>

地域の慣行栽培に比べ、化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上削減する取組と併せて地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献する営農活動及び化学肥料・化学合成農薬を使用しない有機農業の取組を支援しました。

(2017（平成29）年度取組面積：553ha、件数：42市町村92件)

3 環境に配慮した建設事業の推進

住宅・社会資本の整備及び更新などに伴い発生する建設資材廃棄物*は、排出量が多く、本県の産業廃棄物及びその最終処分量に占める割合も高くなっています。また、不法投棄の多くは、建設資材廃棄物です。

「平成25年度長野県産業廃棄物実態調査結果」では、県内で排出された産業廃棄物434万1,000tのうち、建設業は約23%（100万9,000t）を占め、電気・水道業、製造業に次ぐ3番目の量を排出しています。

このため、建設副産物*の適正処理及び再生資源の活用に係る関係法令などに基づき、建設資材廃棄物の発生抑制や再資源化及び再生建設資材*などの利用を促進することが課題となっており、県では、2002（平成14）年5月に公表した「長野県建設リサイクル推進指針」、国土交通省及び地方公共団体からなる協議会により公表された「建設リサイクル推進計画2015」により、再資源化などの促進に取り組んでいます。

2014（平成26）年3月27日に国土交通省が公表した「平成24年度建設副産物実態調査結果」によると、本県は2008（平成20）年と比較して、建設副産物の再資源化率が向上しており、建設リサイクルの促進が図られていることが確認されており、引き続き建設副産物の再資源化に努めていきます。（表2-1-28）

(1) 建設資材廃棄物の発生抑制

建設工事の計画・設計段階から施設の耐久性向上を図るとともに、維持管理・修繕を容易にするなど、長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材発生が抑制される製品開発や利用、建設資材の再使用などの取組に、関係者が適切な役割分担の下で、連携しつつ積極的に参加することとしています。

(2) 建設資材廃棄物の再資源化等の促進

県発注建設工事においては、建設工事で発生するコンクリート塊などのがれき類について、破碎・選別などによって再生砕石、再生加熱アスファルト混合物などとして再資源化することとしています。これら特定建設資材*の分別解体と、再資源化施設への搬入を徹底するため、発注者・受注者の協力のもと、各工事単位での再生資源利用計画の作成と実施を推進しています。

(3) 再生建設資材の利用促進

県では、再資源化により得られた再生建設資材利用を促進するため、関係者連携の下、特定建設資材廃棄物を用いた再生建設資材に係る需要の創出及び拡大に必要な調査、情報提供、普及啓発に積極的に取り組んでいます。

また、県発注建設工事における再生建設資材の利用に当たっては、利用基準を定め、必要な品質を確保すること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することとしており、合わせて、再生資源を積極的に活用したりサイクル製品（資材）を使用するモデル工事を実施するなど再生建設資材の率先利用に努めています。

表2-1-28 長野県の建設副産物再資源化率等

区分	2005年	2008年	2012年
建設廃棄物全体	92.5%	91.4%	96.3%
アスファルト・コンクリート塊	97.3%	98.8%	99.7%
コンクリート塊	97.5%	97.4%	99.7%
建設汚泥	20.9%	99.7%	69.3%
建設混合廃棄物排出量	5.3万t	4.7万t	5.1万t
建設木材（縮減含む）	94.4%	82.7%	94.4%
建設木材（縮減除く）	67.3%	76.0%	83.0%

※ 建設木材の縮減とは、焼却等による廃棄物の減量化を意味します。

〔再生建設資材の利用促進等に係る取組〕
(1) 利用基準策定による品質確保の取組
・再生砕石等の利用基準 (H21.6)
・再生加熱アスファルト混合物の利用基準 (H23.4)
→ 利用原則と品質規格、安全性の条件等を明記。
(2) リサイクル資材利用促進の取組
・リサイクル製品（資材）利用促進モデル工事実施要領 (H21.9)
→ 要領に基づく率先利用を図っている。

（資料：国土交通省「建設副産物実態調査」）

* 建設資材廃棄物→p.185、建設副産物→p.185、再生建設資材→p.186、特定建設資材→p.187